

# 一時預かり事業（一般型）の利用料が 免除になる制度のご案内

市では、経済的な負担を軽くするため、一時預かり事業（一般型）（※1）を利用する次の方々の利用料を免除するしくみを作っています。

※1 保育園等に通っていない乳幼児が対象の事業です。

## 1 どんな世帯が対象？

- ✓ 生活保護を受けている世帯
- ✓ 市民税非課税世帯
- ✓ 世帯年収が約410万円未満の世帯（※2）

※2 正しくは市民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯（4～8月は前年分、9～翌年3月は今年分の市民税で判定）で世帯年収約410万円未満はその目安になります。住宅ローン控除は抜いて計算する、同居家族の収入も含むなど、世帯状況によっても異なります。

## 2 免除の申請をするには？

- ✓ 必要書類をそろえる
  - ①免除申請書（市HPでダウンロード or 子ども福祉課窓口で受け取り）
  - ②（生活保護世帯のみ）生活保護受給証明書（社会福祉課窓口で受け取り）
  - ③（1/1に市外在住の方のみ）非課税証明書 or 課税証明書
- ✓ 利用する前に子ども福祉課に提出する

後日市からお送りする「免除決定通知書」を園に持参の上、一時預かり事業（一般型）をご利用ください。なお、利用した後の申請は免除になりませんのでご注意ください。

## 3 どの施設が一時預かり（一般型）をしているの？

- ①東保育所 （玉浦西四丁目1番地の2 ☎ 35-7367）
- ②チアフルこども園（三色吉字中ノ原75番地の6 ☎ 25-6220）

## 4 よくある質問（Q&A）

Q | 申請は毎回必要ですか。  
A | 年度ごとに申請が必要です。

Q | 利用途中で申請内容に変更があったら？  
A | 届出が必要になります。一度子ども福祉課までご連絡ください。



お問い合わせ先はこちら

☎ 岩沼市子ども福祉課保育支援係  
(平日 8:30～17:15)  
TEL:0223-23-0826